

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成28年6月1日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成28年6月15日

千葉県選挙管理委員会委員長 本木 陸夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
維新の党千葉県第7区支部	石塚 貞通	石塚 貞紀	千葉県野田市中根6番地